

CQ009 分娩予定日 (予定日) 決定法については?*Answer*

1. 最終月経開始日から予定日を決定するが、排卵日や受精日が特定できる場合には排卵日や受精日から起算した予定日を用いる。(A)
2. 上記の予定日と正確に測定された頭殿長 (CRL) からの予定日 (CRL が 14~41 mm の時期) との間に 7 日以上ずれがある場合には CRL 値からの予定日を採用する。(B)
3. 妊娠 20 週末満かつ妊娠 12 週以降と推定される場合、もしくは CRL > 50mm の場合には超音波計測値 (児頭大横径 (BPD), 大腿骨長 (FL) など) から予定日が推定できる。Answer 1 の予定日と超音波計測値からの予定日との間に 10 日以上ずれがある場合には超音波計測値からの予定日を採用する。(C)
4. 妊娠 20 週以降も上記 3 に準じて予定日を決定する。ただし誤差が大きい可能性も考慮し、早産・胎児発育不全・過期妊娠は慎重に診断する。(C)
5. 出生前に予定日決定の情報が乏しく予定日決定が困難な例では、出生後に新生児情報より週齢を決定する。(C)

▷ 解説

正確な分娩予定日 (以後、予定日と表現) および胎齢の算出は妊婦管理の第一歩である。正確な予定日は流産、胎児発育不全、過期妊娠等の正確な診断に必須である。

最終月経 (LMP: last menstrual period) 開始日からの予定日決定方法 (月経開始日に 280 日を加えた日付を予定日とする方法) は、月経開始日から 14 日後に排卵し、受精が起こったことを前提としている。しかし、さまざまな要因で 15% 前後の女性の排卵は遅れるため、これら妊婦では LMP から予定日を算出すると妊娠週数の過大評価が起こる。不正出血などを本人が最終月経と考えている場合には妊娠週数の過少評価も起こりえる。さらに、LMP 開始日の記憶の不確かさも LMP からの予定日算出を不確かなものにする原因となる。これら LMP からの予定日算出の欠点を補う方法として、基礎体温表からの推定排卵日や、人工授精の日付、体外受精による採卵日および胚移植日などの情報を用いることができる。これらを用いる場合には推定排卵日 (基礎体温からの情報、人工授精日、採卵日) に 266 日を加えた日付を予定日とする。すなわち、推定排卵日を妊娠 2 週 0 日として計算する。また、凍結胚移植など採卵周期と胚移植周期が異なる場合は、胚移植日に受精後の培養日数を加味して予定日を決定する。推定排卵日や受精日などからの予定日と最終月経からの予定日の差が 2~3 日以内であれば、変更しなくとも良い。

上記情報が利用できない場合や不確かな場合には、妊娠初期の超音波胎児計測所見から予定日 (妊娠週数) を推測できる。また、上記情報から推定した予定日の確認のためにも超音波胎児計測所見が使用される。超音波による胎児計測基準値は人種差などにばらつきがあるため日本人を対象とした計測では日本超音波医学会による基準値¹⁾を用いる。